

第4回「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」の開催趣旨

- 国土交通省自動車局では、電動キックボード等の新たなモビリティについて、警察庁における交通ルールの検討状況等を踏まえつつ、「車体」の安全確保のために必要となる技術基準等に関する検討を行うため、車両安全対策検討会の下に「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」を設置した。
- 本ワーキンググループでは、新たなモビリティに関する具体的な車両安全対策に関し、全3回に渡る検討を行い、その結果、令和3年度車両安全対策検討会（第3回）において、小型低速車の制度整備について、
 - ・ 小型低速車の構造上の特徴等を踏まえた保安基準の概要及び整備方針
 - ・ 型式ごとに基準適合性をあらかじめ確認する制度の概要及び整備方針
 - ・ 市場における不適合品排除に係る仕組み（サーベイランス等）の概要及び整備方針を主な柱とする骨子がとりまとめられたところ。
- また、令和4年度車両安全対策検討会（第1回）では、骨子において今後の検討課題等とされた以下の事項について、追加検討を実施することとされた（参考資料）。
 - ・ 識別点滅灯火の仕様（点滅周期等について、試作品を活用した技術検証を実施）
 - ・ 保安基準等の関係法令の公布・施行・適用に関するスケジュール
- このため、今回のワーキンググループでは、先般実施した技術検証の結果、規制の効果と負担のバランス等を踏まえつつ、上記事項について検討を行うこととする。
- なお、一定の要件を満たす電動キックボード等を特定小型原動機付自転車として定義し、新たな交通ルールを適用する改正道路交通法が本年4月に公布されたことを受けて、電動キックボード等の呼称をこれまでの「小型低速車」から「特定小型原動機付自転車」に改めることとする。